

令和8年度 防災士資格取得費用助成事業実施要領

令和8年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額
令和8年度 12万円
2. 助成対象資格
助成対象資格は、NPO法人日本防災士機構が認定する防災士の資格に限る。
3. 助成額
会員事業者が防災士の資格を取得する場合に、防災士研修講座受講料、テキスト代、防災士資格取得試験受験料、防災士資格認証登録料に掛かった費用（実費）を全額助成する。
但し、1事業者2名までとする。
4. 実施期間等
申請受付期間は、令和8年4月1日～令和9年3月3日とする。
受付期間内に、防災士研修講座受講申込みから防災士資格認証登録までの全てを完了させること。
※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。
5. 交付要綱
「防災士資格取得費用助成金交付要綱」のとおり

防災士資格取得費用助成金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

（目的）

第 1 条 徳島県トラック協会（以下「徳ト協」という。）は、南海トラフの巨大地震など、万が一災害が発生した場合などに、災害に対する十分な意識・知識・技能を有する NPO 法人日本防災士機構が認定する防災士の資格を取得しようとする徳ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象者）

第 2 条 助成対象者は、会員事業者とする。

（助成対象資格）

第 3 条 助成対象資格は、NPO 法人日本防災士機構が認定する防災士の資格とする。

（助成額）

第 4 条 助成額は、会員事業者の従業員（役員含む）が防災士の資格を取得する場合に、防災士研修講座受講料、テキスト代、防災士資格取得試験受験料、防災士資格認証登録料に掛かった費用の全額（実費）とする。
但し、1 事業者 2 名までとする。

（申請方法）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、申請受付期間中に「防災士資格取得費用助成金申請書」（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入、必要書類を添付の上、徳ト協へ提出する。

（助成金交付）

第 6 条 徳ト協は、会員事業者より提出のあった第 5 条の申請書類を審査した上で、会員事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第 7 条 会員事業者は、申請書類等に虚偽の事実が判明した場合には、助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は平成27年4月1日より適用する。

改正 第4条

令和8年3月12日（適用 令和8年4月1日）

【参考】※全国共通（NPO法人日本防災士機構）

防災士講座テキスト代 3,500円

防災士資格取得試験受験料 3,000円

防災士資格認証登録料 5,000円